

(案)

箕面市立第二総合運動場 市民温水プールネーミングライツ協定書

箕面市教育委員会（以下「甲」という。）と、【ネーミングライツパートナー名】（以下「乙」という。）は、箕面市立第二総合運動場 市民温水プール（以下「本施設」という。）に係るネーミングライツに関し、箕面市立第二総合運動場 市民温水プールネーミングライツ募集要項に定めるもののほか、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 甲及び乙は、ネーミングライツの実施により本施設の魅力を向上させるとともに、乙から支払われる対価を本施設の維持管理等に活用することにより、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(期間)

第2条 本協定の有効期間は、【開始日】から【終了日】までとする（以下「協定期間」という。）。

- 2 愛称の使用期間は前項の協定期間と同様とし、使用期間の終了の日までに、本協定が終了した場合は、愛称の使用期間も終了する。
- 3 第2項の規定にかかわらず、甲が認める場合には、乙は愛称の使用期間の開始日までに愛称を掲出する看板制作・設置等を含む愛称を使用するための準備の観点から、看板制作、広告宣伝物への掲出、マスメディアへの対応を含む広報ならびに広告活動等を行うことができるものとし、甲は乙の準備に協力する。

(ネーミングライツ)

第3条 甲は、乙に対して以下の権利を付与する。

1 ネーミングライツ（施設命名権）

乙が申し入れ、甲が承認した「【愛称】」（以下「愛称」という。）を本施設の愛称とする権利

2 本施設名等の掲示請求権

甲は乙に対し、乙が提示し甲が許可した場所及び設備等において、愛称を掲示することを許諾する。当該掲示物の具体的なサイズ、色彩、設置方法等については別途甲乙協議のうえ、決定する。

3 本施設名の使用権

協定期間中、甲は乙に対し、乙の広報活動または広告・販売促進活動において愛称、本施設の動画、静止画を使用することを認める。ただし、動画等を使用する際には、事前に文書により甲の了解を得るものとする。

4 乙が本施設で開催されたイベント風景を静止画、動画及び音声等の形式で収録し使用する場合は、当該イベントの主催者の承諾を得るものとする。

#### (保証)

第4条 甲は、乙に対し、下記事項を保証する。

- (1) 甲が、本協定を締結する権利を有する唯一の者であること。
- (2) 甲が、本施設の所有権及び管理権（第三者に管理を委託する場合を含む。）を有する唯一の者であること。
- (3) 甲から第三者に対して第3条の権利の全部または一部を付与していないこと。

#### (対価及び支払方法)

第5条 甲の対価は、一年度あたり金【金額】円（消費税及び地方消費税は別途）とする。ただし、協定期間が12ヶ月に満たない年度の対価は、1ヶ月当たりの額（千円未満切り捨て）に当該年度の協定期間の月数を乗じて算出するものとする。

2 乙は、前項で定める対価について、甲が通知する内容に従い、各年度の5月末日（土曜、日曜、祝日の場合はその直前の平日）までに納付しなければならない。ただし、協定期間の始期が4月1日以外となる年度については、協定期間の始期から1ヶ月後の末日を納付期日とする。

3 乙が、前項の納付期日までに対価を納付しない場合、甲は、延滞期間に応じて、箕面市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例（昭和43年12月25日条例第25号）第3条に定める延滞金を徴収することができる。

#### (義務)

第6条 甲は、以下の義務を負う。

- (1) 本施設を表示または呼称するときは、原則として愛称を使用し、乙と協力して愛称の定着に最大限の努力を行う。
- (2) 本施設で行われるイベントの主催者、施設内で営業を行う者その他利用者に対して、愛称を使用させるよう努める。
- (3) マスコミ等が本施設の名称を表示する場合に愛称を使用させるよう努める。

2 乙は、以下の義務を負う。

- (1) 愛称標示の設置・修繕・維持管理・再設置費用は乙の負担とし、安全かつ適正な設置及び維持管理を行う。
- (2) 協定終了時は、甲の承認を受け、速やかに乙の責任と費用負担で愛称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧する。
- (3) 除却及び復旧に応じない場合、甲が除却し、その費用を乙に請求できる。

(協定の解除等)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除できる。

- (1) 乙の社会的信用、経済的信用が失墜したと客観的事実に基づき甲が認めた場合
- (2) 指定期日までに乙からネーミングライツ料の納付がないとき
- (3) 乙に、甲の名誉・信用を失墜し、業務を妨害し、または事務を停滞させる行為があったとき
- (4) 乙に、信用失墜等にともない、本施設等のイメージが損なわれるおそれが生じたとき
- (5) 乙が、ネーミングライツパートナー募集時の応募資格を満たさなくなったとき
- (6) その他、乙が本協定に定める条項に違反したとき

2 甲は前項第1号の社会的信用失墜の認定を行おうとするときは、あらかじめ乙から事情を聴かなければならない。

3 その他、甲は、本市の業務上やむを得ない事由が生じた場合は、本協定を解除することができる。

4 前1項の規定により甲が本協定を解除した場合は、甲は、一定の期間を定め、当該期間の経過後に愛称の使用を中止させることができる。

5 前1項の規定により甲が本協定を解除した場合は、乙は協定期間内の未払いのネーミングライツ料があれば直ちに甲に支払うものとする。

6 前1項の規定により本協定が解除された場合において、乙が甲に対し第5条第4項の規定により既に納入した対価は返還されないものとする。

7 乙は、甲の解除により被害を被ったとしても、甲に損害賠償を請求することができない。ただし、前3項の規定に基づく場合には、その負担について協議することができるものとする。

8 前3項の規定により本協定を解除した場合、乙は愛称標示を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。この場合において、甲は乙からの請求に基づき、その費用を乙に支払わなければならない。

(ネーミングライツの放棄)

第8条 乙は、自己の都合により、ネーミングライツを放棄する場合には、書面により甲に申し出るものとする。

- 2 乙による前項の申し出がなされても、甲は、納付済みのネーミングライツ料は返還しない。また、乙は、前項の規定により放棄した場合、協定期間内の未払いのネーミングライツ料があれば直ちに甲に支払うものとする。
- 3 乙は、放棄の申し出後直ちに、自己の責任と費用において、甲の承認を受けて愛称標示を除去し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。
- 4 前項の愛称標示の除却及び復旧に乙が応じないときは、甲が愛称標示を除却し、その費用の全額を乙に請求することを、乙は、あらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

(事故等)

第9条 乙が設置した看板等の取付け不良等による事故は乙の責任とする。

(損害の賠償)

第10条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しなかったために相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない

- 2 乙が設置した施設名称を掲示した看板等の破損等により、利用者その他第三者に損害を与えたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

(協定の更新)

第11条 本協定は、期間満了後、甲と乙との協議により更新することができる。

- 2 乙が本協定の更新を希望する場合は、本協定期間の終了日の6ヶ月前までに甲にその旨を書面で申し出なければならない。
- 3 更新後の条件については、更新前の条件を基準として、経済事情等諸般の事情に鑑み、甲乙協議により別途定めるものとする。

(知的財産権)

第12条 乙が、本協定名称に関する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

- 2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議により別途定める。

- 3 愛称が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害する場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。
- 4 愛称標示に基づきまたはこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。
- 5 前2項の規定にかかわらず、甲が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、乙は、甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（弁護士費用を含む）を直ちに支払う。

（重要な事情変更）

第13条 甲及び乙は、本協定に関し、重要な事情変更が生じた場合は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

（譲渡禁止）

第14条 甲及び乙は、本協定上の地位及びこの協定から発生する権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、または使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

（秘密保持）

第15条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た他の当事者の秘密情報を第三者に開示、提供または漏洩してはならない。

（協定条項の変更）

第16条 本協定のいかなる条項の変更、追加または削除は本協定書に別段の定めがある場合を除き、甲及び乙の各代表者が記名押印した書面によらない限り効力を生じない。

（裁判管轄）

第17条 本協定に関し、紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

（疑義の解釈）

第18条 本協定に関し、疑義または定めのない事項で解決を要する問題が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年（2026年）●月●●日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号  
箕面市教育委員会  
教育長 藤迫 榮

乙